

令和7・8年度

江戸崎地方衛生土木組合競争入札参加資格追加審査申請書提出要項

1 受付期間

① 提出書類受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで（土日祝祭日を除く。）

② 申請者データ入力可能期間

令和7年12月15日（月）から令和8年2月13日（金）まで

2 受付時間と方法

- ・郵送（受付期間中の消印があるもののみ受付し、それ以外のものは受付しない。）
- ・持参（午前9時から午後4時まで）

3 提出先

〒300-0511

茨城県稲敷市高田424番地

江戸崎地方衛生土木組合 総務課

4 有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 提出書類

① 申請書（江戸崎地方衛生土木組合ホームページから案内に従ってWeb入力画面へ展開し「仮登録番号」及び「パスワード」を必ずメモ等で控えた後、各項目に申請者のデータを直接入力して、最終ページにおいて印刷する。）

※申請書を印刷した時点で、自動的に組合への仮登録が完了します。

※受付が完了するまでの期間は、入力画面において「仮登録番号」と「パスワード」を入力することにより、仮登録したデータにアクセスすることができ、データの訂正を行う際に必要となりますので、必ずメモをとる等を行って控えるようにして下さい。

② 組合ホームページに掲載の、別表1「提出書類一覧」に記載された書類のうち、該当するものを番号順に A4版ファイル に綴ったもの。

6 申請書類提出の際の注意事項

① ファイルの色は次のとおりとする。

- ・建設工事・・・・・・・・水色又は青色系
- ・コンサルタント・・・・黄色又は黄色系
- ・物品・役務の提供・・・・ピンク又は赤色系

※ファイルの留金については、金属性は不可とする。

※ファイルの表紙及び背表紙には、「令和7・8年度競争入札参加資格追加審査申請書」と「会社名」を記入すること。

② 郵送により提出する場合は、受付票の返信用封筒（宛名を明記し、切手を添付）を同封し、必ず受付期間内の消印が押されていること。

7 資格の要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることができない。

- ① 建設工事部門に申請する者で、総合評定値（P点）を取得していない者。ただし、当組合構成管内（稻敷市及び美浦村）の業者に限り、500万円未満の工事の請負を目的に登録を希望するものについては、この限りではない。
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、申請日の前日までに復権を得ない者。
- ③ 当組合の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該事実の後2年を経過していない者。
- ④ 申請書提出日現在で、営業に関し法律上必要とする許可・認可又は登録等を受けていない者。
- ⑤ 協同組合又は事業協同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について、組合の定款に共同受注についての定めがない組合。
- ⑥ 経常建設共同企業体にあっては、その構成員となる者が、資格審査の申請・登録をしていない者、又は他の経常建設共同企業体の構成員として申請・登録をした者を含む者がいるとき。
- ⑦ 申請書を提出するときまでに、国税・県税及び市町村税を滞納している者。

8 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書について

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」については、審査基準日が1年7ヶ月以内であり、かつ最新のものであること。

9 競争入札参加資格の取消し

有資格者が次のいずれかに該当するときは、当該資格者の決定を取り消すと共に、名簿から抹消する。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者になったとき。

- ② 営業に関し、法律上必要とされる許可・認可又は登録等の取消しを受けたとき、若しくは失効したとき。
- ③ 営業を廃止したとき。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、入札に参加させないこととなったとき。
- ⑤ 経常建設共同企業体にあっては、当該共同企業体を解散したとき。
- ⑥ 申請書その他の書類に虚偽の事項を記載したとき。
- ⑦ 名簿の公表を拒否したとき。

10 その他

- ① 申請書類の様式については、必ずWeb入力画面説明書に従い作成すること。
- ② 競争入札参加資格者名簿については、閲覧希望者を対象に公表する。公表する項目は、受付番号・登録番号・会社名及び所在地・営業所の名称及び所在地・評点及びランク（建設部門）・建設業許可区分（建設部門）・希望業種（コンサル及び物品・役務部門）とする。
- ③ 申請書が提出されたときは、公表に同意したものとみなす。
- ④ 添付書類は、別表1「提出書類一覧」に掲げるとおりとする。用紙の規格はA4版を原則とする。商業登記簿謄本、その他官公署が発行する諸証明等は、申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたものとする。
- ⑤ 申請書の提出部数は、業種別に1部とする。
- ⑥ 土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントの登録規定に基づく登録業者であるときは、「現況報告書の写し」を添付することにより「測量等実績調書」及び「技術者経歴書」、「登記簿謄本又は身分証明書」、「財務諸表類」の添付を省略することができる。
- ⑦ 書類等に不備、受付期間を過ぎて提出される等、申請等登録を完了できない場合、申請書類は当組合で処分する。
- ⑧ 提出書類は次の審査基準日現在で作成すること。

「建設工事」部門・・・・・・申請書提出日の直前の営業年度終了日

「コンサルタント」部門・・令和7年12月1日

「物品・役務」部門・・・・令和7年12月1日

問い合わせ先

〒300-0511

茨城県稲敷市高田424番地

江戸崎地方衛生土木組合 総務課

TEL 029-892-2841(代表)

FAX 029-892-2877